

卒業の認定について

学則

第6章 卒業等

(卒業)

第25条 学校長は、第19条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

学則細則

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第22条 卒業の要件は、本校の教育課程を修了した者で次の各号全てを満たさなければならない。

- 一 学則第18条に定める授業科目の単位数(時間数)を履修していること
 - 二 前号の単位を認定されていること
 - 三 在学年限を超えていないこと
 - 四 欠席日数が各学年出席すべき日数の3分の1を超えないこと
- 2 前項第一号第二号に定める事項については当該年度3月31日までに履修し、単位認定された場合を含む。